

（目的及び設置）

第1条 倉敷管弦楽団創立50周年の節目にあたり、長年にわたり楽団を牽引し発展に貢献した団員を表彰するとともに、50年をともに振り返ることで、すべての団員が改めて「倉管への誇り」を感じ、また「地域の音楽文化振興の担い手」であることを再認識し、今後益々の楽団の発展に向け決意を表明する場とするため、倉敷管弦楽団創立50周年記念祝賀会（以下「祝賀会」という。）を開催する。

2 祝賀会を遺漏なく開催するため、本楽団に倉敷管弦楽団50周年記念祝賀会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

（業務）

第2条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）祝賀会の企画、準備及び運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（実行委員）

第3条 前条の業務を行うため、実行委員会に実行委員を置く。

- 2 実行委員は、団長が任免する。
- 3 実行委員の任期は、実行委員会を解散するまでとする。

（役員）

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長
- （2）副委員長

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

（役員及び委員の職務）

第5条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員会の定めるところにより、委員会の業務を担当する。

（会議）

第6条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議を開催するいとまのないときは、書面による回議をもって、会議の開催に代えることができる。

（経費）

第7条 実行委員会に関する経費は、楽団が負担する。

- 2 委員長は、前項の経費の支出にあたっては、その使途、金額、支払先等について団長の承認を得なければならない。

（解散）

第8条 実行委員会は、第2条の業務が完了したときは、解散する。

（その他）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和0年0月0日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年12月31日限りその効力を失う。